

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のCクリニック（以下「事業場」という。）に心理相談員として採用され、メンタルヘルス事業の相談業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日に事業場診察室において、理事長及び事務長との三者で相談室の運営及び請求人の処遇等について話し合いをして以降、同年〇月上旬頃より不眠が続き、首の辺りが締め付けられる感覚があったとして、同年〇月〇日に事業場に受診し「急性ストレス反応若しくはPTSD」と診断されたとしている。その後、同年〇月〇日にD病院に受診し「適応障害」と診断され、平成〇年〇月〇日にEクリニックに転医し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。

請求人は、理事長等からのいじめ・嫌がらせ等が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成○年○月○日付けの意見書において、要旨、請求人は平成○年○月頃に、ICD-10診断ガイドラインに照らし「F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する旨を述べている。当審査会としても、請求人の症状及び経過等からみて、F医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人らは、平成○年○月から勤務日数を増やし時給を上げる約束を反故にされたこと、同月からの交通費を不利益変更され同月の交通費を不払いにされたこと、有給休暇を取得できなかったこと、同年○月○日の三者会談において責められたことなどを挙げ、嫌がらせ等を受けたことで精神的苦痛を強いられることが続いたとする旨を主張する。

これら主張する出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するも、本件の一件資料

からは、理事長等が請求人に対して意図的に嫌がらせをした事実は認められず、請求人の人格や人間性を否定するような発言も認められないことから、当審査会としては、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

その他、請求人の主張する出来事について評価すると、事実として確認できないもの、客観的にはトラブルといえないものも含まれており、複数の出来事を総合的に評価しても、決定書理由第2の2の(2)のウに説示されているように、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。